港区

マイナンバーカード
ガイドブック

MINATO CITY MY NUMBER CARD GUIDE BOOK



視覚障害がある方への
大活字広報誌（デジタル庁）
はこちら

港区

もくじ

- マイナンバーカードについて ……01
- マイナポータルとは ……02
- スマートフォンマイナンバーカードについて ……02
- 有効期限について ……03
- 更新について ……03
- 暗証番号等について ……04
- コンビニ交付サービス ……05
- 再発行・国外転出・券面記載等 ……06
 関連サイト
- 各種問い合わせ ……07

マイナンバーカードについて



❶「マイナンバーカード」や「マイナンバー」が必要な手続き

区の窓口でマイナンバーカード等が必要な手続き	窓 口
・カードを所有している方が転入・転居した場合 ・カードを所有している外国籍の方が在留期間の延長をした場合 ・カードを所有している方の券面記載内容に変更がある場合 ・カードを所有している方が国外転出・国外から転入した場合 （日本国籍の方のみ）	各総合支所区民課
・出産育児･学校教育･保健福祉支援･病気･年金･災害などの、手当、支援金など各種サービスを受ける場合	手続きをする各窓口

❷「マイナンバー」はどんなときに使うの？

マイナンバーは、社会保障・税・災害対策などの法令で定められた手続きにおいてのみ利用され、**国や地方公共団体、日本年金機構、医療保険者、勤務先、金融機関などの法令で認められた機関に限り**取り扱うことができます。

マイナンバーの提供を求められた場合は、利用目的をご確認ください。



マイナポータルとは

まずは
マイナアプリ
をダウンロードして
アクセス！

子育てや介護をはじめとする
行政手続きの検索やオンライン申請ができたり、
お知らせを受け取ることができたりする自分専用のサイトです。



※マイナンバーカード
対応機種に限ります。

※マイナンバーカードに対応する
IC カードリーダーが必要です。

マイナポータル

マイナアプリ
iPhone 用

マイナアプリ
Android 用

**マイナンバーカードの
ICチップでログイン！**



※一部機能のご利用にはマイナンバーカードは不要です。

こんなことがあなたの（家族の）スマートフォンでできちゃう！

※顔認証マイナンバーカードではマイナポータルの利用ができません。

マイナポータルから直接

オンライン申請ができる！



子育て支援



引っ越し
（区役所への一部手続き）



確定申告
（2024 年度より）

自己情報が閲覧できる！



薬剤・健診情報
（電子おくすり手帳）



母子健康手帳

お知らせが届く！



行政機関からの
お知らせ・各種証明書



パスポートの申請



年金の手続き



健康保険証としての利用

健康保険証利用方法
厚生労働省



運転免許証としての利用

運転免許証の一体化について
警視庁

他にも、順次、
さまざまな
サービス利用が
できるように
なります！



スマートフォンマイナンバーカードについて

マイナンバーカードの機能をスマートフォンに追加して利用できるサービスです。
端末によって、「iPhoneマイナ」と、「Androidマイナ」の2種があり、利用可能なサービスが異なります。
顔や指紋などの生体認証で本人確認することにより、ログイン時のカード読込を省略できるほか、
カードと同様にコンビニ交付の利用などができます。

※「マイナンバーカード」の持参が必要な窓口があります。
※スマートフォン更新や紛失、カード更新の際の取扱いには注意が必要です。

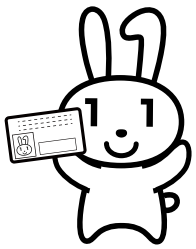
スマートフォンマイナンバーカード
デジタル庁

有効期限について

	マイナンバーカード	電子証明書
18才以上の方	10回目の誕生日	5回目の誕生日
18才未満の方	5回目の誕生日	5回目の誕生日

⚠ 18才以上の方は、マイナンバーカードと電子証明書の有効期限が異なります。ご注意ください。

⚠ 在留期間の定めがある外国籍の方は、在留期限がマイナンバーカード及び電子証明書の有効期限となります。



更新について

5回目の誕生日に電子証明書、10回目の誕生日にカードの更新が必要です。
18才未満の方は5回目の誕生日にカードの更新が必要です。

J-LIS（地方公共団体情報システム機構）から郵送で更新のお知らせが届きます。

有効期限**3か月前の翌日**から、**有効期限満了日まで更新**手続きができます。
（有効期限を過ぎると失効します）

新しいカードを受け取るときに、**古いカードを返却**した場合は、カード更新料は原則無料です。
更新のお知らせに記載の二次元コードをスマートフォンで読み取り、新しいカードを申請できます。
マイナンバーカードセンターでは写真撮影等の申請サポートも実施しています。
交付通知書（はがき）が届き次第、初回のときと同様に、受け取りにお越しください。（事前予約制）

⚠ 電子証明書の有効期限が経過するとオンライン手続き等には利用できなくなりますが、マイナンバーカードの有効期限内であれば、引き続き本人確認書類としてご使用いただけます。

電子証明書のみ有効期限を迎える方（18才以上の方のみ）

新しい有効期限の電子証明書を発行しますので、マイナンバーカードをご持参の上、港区マイナンバーカードセンターまたは各総合支所区民課へお越しください。（事前予約制）
有効期限3か月前の翌日からお手続きが可能です。

［港区マイナンバーカード　交付以外の予約］

暗証番号等について



❶ 暗証番号等を使うとき

- **署名用電子証明書（公的個人認証）**
 主にｅ－ｔａｘ等で利用
- **利用者証明用電子証明書（公的個人認証）**
 主にコンビニ交付等で利用
- **住民基本台帳用（個人番号カード本体）**
 主に転入・転出・転居等で本人確認する場合に利用
- **券面事項入力補助用**
 個人番号と氏名・住所・生年月日・性別を事業者に提供する場合に利用

❷ 暗証番号等を忘れたときやロックしたとき

主に下記の3つの理由が考えられます。

・署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書の期限（5回目の誕生日）が過ぎていませんか？（期限3か月前に J-LIS から更新のお手紙が届きます）

・4情報（住所・氏名・生年月日・性別）の変更（戸籍届や住民登録の手続き）をすると、カードが使えなくなります。

・署名用電子証明書の場合は5回、その他の暗証番号の場合は3回、連続（日をまたぐ場合を含む）で間違えるとロックがかかります。

問題解決は2つの方法があります。（有効期限切れは窓口のみ）

❶有効期限切れの更新、ロックの解除、再設定は、ご本人がカードを持って窓口（事前予約制）へお越しください。

❷コンビニのマルチコピー機とスマートフォンを利用して、暗証番号等のロック解除・再設定ができます。

※ただし、署名用電子証明書または利用者証明用電子証明書のどちらかが使える状態である必要があります。

※再設定すると、コンビニ交付本籍地登録などがリセットされるので、
再度登録が必要です。（5ページ参照）

［コンビニでロック解除・再設定］

❸ 暗証番号等を設定しないマイナンバーカード

「顔認証マイナンバーカード」

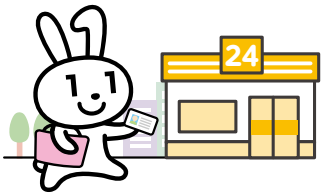
暗証番号等の管理が難しい方は、「顔認証マイナンバーカード」が選択できます。

※本人確認書類や健康保険証として利用できますが、マイナポータルやコンビニ交付など
暗証番号等の入力が必要なサービスは利用できません。

［顔認証マイナンバーカード（暗証番号の設定が不要なマイナンバーカード）の受付について］

コンビニ交付サービス ※顔認証マイナンバーカードは対象外

マイナンバーカードで、全国の主要なコンビニで住民票の写しなどの
証明書を取得できます。
コンビニ交付の**港区の証明書はすべて10円**です。



❶ 利用できる時間・コンビニ

朝6時30分から夜23時まで、土・日・祝日も利用できます。
全国の**セブンイレブン・ローソン・ファミリーマート・ミニストップ**の
「マルチコピー機」を設置している店舗

［コンビニエンスストアで各種証明書が取得できます］

❷ コンビニ交付の証明書の種類

● 住民票の写し

❶日本人住民の場合は続柄及び本籍の記載の有無を選択することができます。
　外国人住民の場合は続柄、国籍及び在留資格等の記載の有無を選択することができます。
❷住所は、1. 現在の住所、2. 従前の住所、3. 港区に転入する前の転入前住所が印字されます。
❸本人及び同一世帯員の住民票の写しの取得が可能です。
❹マイナンバーが記載された住民票の写しの取得が可能です。
　マイナンバーの記載の必要性を、事前に提出先に確認してください。
※住民票コード記載の住民票の写し、改製原住民票（従前の住所以外で港区内の住所履歴を記載）の写し、除票（亡くなられた方や転出された方の住民票）の写しや、記載事項証明書は、コンビニでは取得できませんので、各総合支所区民課窓口にお越しください。



● 印鑑登録証明書

事前に港区で印鑑登録をする必要があります。

● 戸籍証明書、戸籍の附票の写し（本籍地が港区の方が対象）

本籍地が港区の場合は、戸籍全部事項証明（戸籍謄本）・戸籍個人事項証明（戸籍抄本）
・戸籍の附票の写しの取得が可能です。

※本籍地と住民登録の自治体が違う方は、事前に「本籍地利用登録」が必要です。
「本籍地利用登録」後、証明書がとれるようになるまで、5営業日かかります。

※住所や氏名、暗証番号等の変更・更新があると、「本籍地利用登録」が解除されるため再度手続きが必要です。
※港区以外の本籍地の場合は「お住まいと本籍地が異なる方の戸籍関連証明書」のボタンから操作します。

［本籍地の戸籍証明書取得方法］　［戸籍証明書交付の利用登録申請］　［コンビニ交付 証明書の取得方法（操作方法）］

● 特別区民税・都民税の課税証明書・納税証明書

各年度の1月1日に港区に住民登録がある方で、申告済みの方に限ります。
継続して港区民であれば、直近3年分の税証明の取得が可能です。

再発行・国外転出・券面記載等

❶ カードの再発行をしたい

紛失等によるカードの再発行は、港区マイナンバーカードセンターまたは各総合支所区民課窓口で申請書をお渡しします。
再発行手数料 1,000 円～（カード代 800 円＋電子証明書 200 円、特急発行希望はカード代 1,800 円）かかります。
※ただし、次の①～③の理由による申請は無料です。
①有効期限の満了や追記欄の満欄、カードエラーで、**古いカードを返却**した場合
②国外転出による**カード返納後の再交付**申請
③天災、盗難等、**本人に責が無い**場合

［マイナンバーカードを申請する］

❷ カードを急いで作りたい（特急発行）

乳児（満１歳未満）、紛失・破損による再発行、海外からの転入など、必要な条件に該当した方を対象に、１週間程度でカードが発行される「特急発行」があります。
※有効期限切れ更新の方は利用できません。
０歳の赤ちゃんは、出生届と同時にマイナンバーカードの特急発行申請ができます。
満１歳未満の方のカードは、顔写真なしのカードとなります。

［特急発行・交付制度による申請方法］

❸ 国外転出者向けマイナンバーカード

国外転出予定の前日までに継続手続きをした場合、マイナンバーカードを継続して使えます（日本国籍の方のみ）。継続利用の手続きをせずに国外転出した方は、マイナンバーカードは失効していますが、**帰国後に再発行手続きが完了するまで必ず保管してください。新しいカードを受け取るときに古いカードの返却が必要です。**
また海外在住の方のマイナンバーカードの申請は、オンラインをご利用ください。

［マイナンバーカードを国外で利用する］

❹ 券面への記載について

マイナンバーカードへの氏名の振り仮名等の記載について

戸籍及び住民票に氏名の振り仮名が記載されている場合、令和８年５月26日以降にマイナンバーカードの交付申請を行うことで、氏名の右側に振り仮名が印字されたマイナンバーカードが発行されます。
また、既にお持ちのマイナンバーカード（振り仮名の記載がないものに限る）の追記欄に振り仮名を記載することも可能です。
くわしくは、港区マイナンバーカードセンターまたは各総合支所区民課にお問合せください。

［氏名の振り仮名等の記載について］

ローマ字氏名及び西暦の生年月日の記載について

令和８年５月26日以降、氏名振り仮名公証済の方に限り、既にお持ちのマイナンバーカードの追記欄に、ローマ字の氏名及び西暦の生年月日を記載することができます。ご希望の場合は、港区マイナンバーカードセンターまたは各総合支所区民課にご相談ください。

旧氏の記載について

マイナンバーカードへの旧姓（旧氏）記載を希望される方は、まず、各総合支所区民課で、住民票に旧姓（旧氏）を登録してください。登録後、マイナンバーカードに旧姓（旧氏）を記載できるようになります。

［旧姓（旧氏）の記載ができます］

関連サイト

- マイナンバーカード 総合サイト
- マイナポータル
- 公的個人認証サービス
- マイナンバー（個人番号）制度・マイナンバーカード
- コンビニエンスストア等における証明書等の自動交付
- 港区電子申請ポータル

マイナンバー制度に関する問い合わせ

マイナンバー総合フリーダイヤル（J-LIS）

TEL 0120-95-0178（フリーダイヤル）

マイナンバーカードの紛失や盗難にあった場合

上記のフリーダイヤルに電話してください。（音声案内の後に**2**を押してください）
24時間365日、カードの機能を一時停止できます。

［お電話でのお問い合わせ マイナンバーカード 総合サイト］

マイナンバーに関する手続きの問い合わせ

マイナンバーに関する手続きは、事前**予約制**です。

港区マイナンバーカードセンター

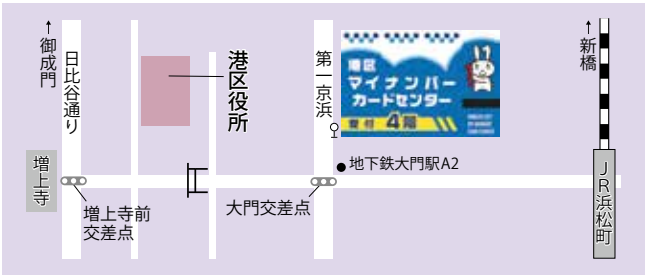
開館時間 平日：9時～19時（最終受付18時45分）
第1・2・4土曜：9時～17時（最終受付16時45分）

休館日 第3・5土曜、日曜祝日、年末年始

住所 港区浜松町1-27-13
VORT浜松町Ⅳ 4階
（大門駅A2出口徒歩1分）
駐車場・駐輪場はありません

TEL 03-4241-4932

［マイナンバーカード センターのご案内］



公共交通機関をご利用ください

- 都バス大門駅前2番のりば目の前
- 地下鉄大門駅A2出口から徒歩1分
- JR浜松町駅北口から徒歩4分
- 地下鉄御成門駅A2出口から徒歩8分
- 港区役所本庁舎から徒歩6分

港区役所・各総合支所区民課

港区窓口混雑情報配信システム
待ち人数や、呼出中番号がわかります

［港区全支所選択画面］

平日　午前9時から午後5時まで

芝地区総合支所	窓口サービス係	港区芝公園1-5-25
麻布地区総合支所	窓口サービス係	港区六本木5-16-45
赤坂地区総合支所	窓口サービス係	港区赤坂4-18-13
高輪地区総合支所	窓口サービス係	港区高輪1-16-25
芝浦港南地区総合支所	窓口サービス係	港区芝浦1-16-1

支所での対応内容

- マイナンバーカードの交付：**5営業日前までに要電話予約 ☎ 03-4241-4932**
- カード券面の記載事項変更
- 電子証明書のロック解除、更新、変更

［港区 マイナンバーカード 交付以外の予約］

発行日：2026年10月1日　発行元：港区芝地区総合支所区民課　港区芝公園1-5-25　03-3578-3111　刊行物発行番号 2026124-1275